

のうせい 佐用

農業委員会
だより

ちくさ川

第27号

平成25年2月5日発行

佐用町農業委員会

TEL 0790-82-0667 (農林振興課)
FAX 0790-82-0017



息を合わせてペッタン・ペッタン

(江川小学校)

環境教育の一環として、江川小学校の全児童42人と、地域の方々と手作り米クラブの活動をしました。つきたての白いお餅・よもぎのお餅、ふっくらとおいしそう！

主な記事から

- ☆ 『ハウス栽培30余年』
福本進さんにインタビュー
..... 2～3
- ☆ 農地転用のお知らせ 4
- ☆ 知って得する農業者年金 4
- ☆ 編集後記 4

ハウス栽培に 取り組んで30余年

ハウス栽培を始めて30余年の福本さん。最初仕事の傍らハウスでメロンやチンゲンサイ等の軟弱野菜を栽培。現在はハウス4棟を栽培されています。そのような忙しい中、インタビューをさせていただきました。



- ◆プロフィール
- ・福本 進 (78歳)
- ・佐用町家内
- ・昭和58年頃よりハウス栽培に取り組む
- ・直売と契約販売を実施
- ・耕作面積 15アール(ハウス4棟)

☆ハウス栽培を始めたきっかけは？

初めのころは、肥料会社に勤務の傍ら野菜栽培が好きで、露地栽培でキャベツを栽培していました。肥料の営業で神戸に行ったときに地元のハウス栽培の方々と親しくなり自然とハウス栽培に興味を持つようになりました。

自分でも何かをやってみようと最初ハウスで、エリザベスメロンやチンゲンサイ等の軟弱野菜の栽培をはじめました。そうするなか平成7年ごろ、旧上月町でハウス栽培が注目され、その先駆者として地域の皆さんにハウス栽培を広めさせていただきました。

町からの補助金も頂き当時はハウス部会の部会長をさせていた、だくなど頑張ってきました。販売ルートは農協を窓口にして姫路方面へ多く出荷しました。

当初はチンゲンサイの出荷上も良く、兵庫県光都農業普及センター等とも相談しながら、地域で今何を栽培するのが適しているのかなどの手本となり、最盛期には会社が主なのか、ハウス栽培が主なのかわからないほど忙しかつたことを覚えています。

販売ルートや消費者の情報は当時肥料会社に勤務していたため、阪神間の状況は特によくわかりました。当時から阪神間はハウス栽培も大変普及しており、自分の栽培の参考にもなりました。現在では、チンゲンサイやトマト・キュウリ・ホウレンソウ・メロン・スイカ・ジャンボピーマン等を輪作しています。ハウスの面積は15アールの農地に4棟を設置して栽培しています。冬場の暖房も灯油燃料の移動式のポ

イラーで対応して施設投資も低く抑えている。以前に雪でハウスが潰れそうになった時でもこの移動式ポイラーで助かりました。

農業経営として水稲は全く無く、過去に農地をお借りして30アールキャベツを栽培したこともあり。当時はキャベツ栽培が盛んで多く出荷していました。

しかし、地主の都合で農地を返してキャベツ栽培をやめてしまいましたが、キャベツの品種を調査選定し消費者に



インタビューの様子
右から、福本さん、森崎委員、衣本委員

好まれるようなキャベツの生産に取り組んでいました。ハウス栽培で、野菜の品種を選定するのは収益に直接結びつくので調べるのは苦労します。

病気なども他の農業者からよく耳にはありますが、現在まで病気で困ったことはありませんでした。農業も経営方法次第で収益も全然変わってきます。一

度信用を得られれば黙っていても、消費者には買ってもらえます。

栽培時期は10月から3月にかけて栽培します。面積も家族経営でもあったので、あまり経営規模を拡大しすぎると、全てがだめになることもあるので自分の身の丈に合った健康維持程度の経営規模に注意しています。

参考までに、阪神間だと農家がホームセンターの直売所だけでもキャベツ出荷売上が1千万円からの売り上げを出されているそうです。消費者人口がそもそも違うし、阪神間では個人の販売ルートは難しいが、地元農協など販売組織の取り組みが違うようです。

忙しい時期には近所の人にも頼んできますが、主には自分と妻の2人で、息子が土日に手伝ってくれるぐらいです。

それと10年来続いている中学校が取り組んでいる『トライやるウィーク』で毎年何人か来てくれます。教育委員会がこの取り組みを始めてからずっと5人ぐらいが来てくれます。体験の中でメロン栽培では、自分の名前の入ったメロンを収穫時期に生徒にプレゼントしていますが、大変喜んでくれます。その事もあってか毎年私のところへ来たがる生徒が多くて中学校は調整に困っていると聞きました。

メロン栽培は、仕立て方だけ覚えれば簡単です。メロンは特に地元の方々に人気があり、よく買っていただきます。神戸の地元産より私のメロンに高値が付いたこともありました。

栽培規模も多くして収益を上げようとしても管理が行き届かなくなり価値

が無くなることになるので、規模の拡大は考えていません。
しかし本当に自宅の近くでこうしてハウス栽培ができることはうれしいことです。

☆ 経営内容を教えてください。

仕事をしながらの野菜作りは大変でしたが、色々と研究し取り組んでいくことで、試行錯誤しながらほぼ思うように栽培ができたときのうれしさがたまらなく感じ、現在ではハウス栽培にたどり着きました。

今では部会も卒業して自分のペースで楽しみながら栽培をしたいと考え、家族でのんびりとしています。



チンゲンサイの定植作業が終わったハウスの様子

これまでに野菜を中心に数多く取り組んできましたが、過去にキャベツを

30アールほど取り組んで消費者の方々に美味しいと喜んでいただき嬉しい経験もしてきました。今でもよく覚えています。体調を崩し一時はもうやめようかと考えた時期もありました。

☆ これまでに

どんな苦労がありましたか？

私は作物を作るにあたり、まず何よりも『土づくり』を一番に考えていま



生き生きとしたホウレンソウは、見るからに美味しそう

す。土作りがうまくいけばあとは自然に土が作物を作ってくれます。土づくりはまず堆肥を基本に使い、もみ殻を牛糞と混合して発酵させます。一夏にハウス1棟に2トンは施肥をします。したがって苗床はふかふかの絨毯のようになり、根に酸素も行き渡り作物は

生き生きと成長します。この土づくりの段取りがうまくできれば、後は収穫量も味も想像できます。色々な肥料を考えて使っていますが、酵素類も少し使っています。しかし、その酵素だけで効果が出るような使い方はしていません。現在の堆肥と混合して使用していますが、何にせよ高価なものなので採算を考えると簡単には使えません。
次に大切なことは栽培品目の選定です。品種を決定することがほとんど栽培の重要なポイントになります。美味しく病気にも強く収穫量も見込まれ、3拍子揃った品種を決定することが栽培のもっとも重要なことです。

☆ ハウス栽培をやってきて良かったと思うことはありますか？

農業も野菜作りは特に経営内容次第で収益もずいぶん変わります。先ほど品種や栽培品目について触れましたが、自分が研究して手掛けてその結果が、消費者のニーズと合致した時には、出荷が間に合わないほど売れました。
そんな時が一番栽培を続けてきてよかったと感じます。

☆ 今後の展望を教えてください。

息子が後を継いでくれるのであれば、色々新しいことは考えています。トマトなども評判が良く、人気があるのでこれからも作っていきたいと思っています。チンゲンサイの後はトマトで、そのあとはキュウリ、ジャンボピーマンとなりますね。トマトにも品種は数多くあるし、一つの品種の中にもまた

多くの品種があります。その中から最も美味しい品種を探すのが楽しみです。ジャンボピーマンにも多くの品種があります。現在のジャンボピーマンにたどり着くまでに、津山で教えてもらったジャンボピーマンを2年ほど作っていましたが、そうしているうちに、現在の品種に出会って栽培することになり、ジャンボピーマン部会も立ち上げることになったんです。

黒豆の枝豆も少し作っています。新しいものに飛びつくのではなく、品種の優れたものを作ることに気を付けています。研究するにしても、栽培を考えている同じ品種を栽培している栽培地へ行ってよく研究することが大切です。

類似品種ではだめで、少し品種が代わるだけで栽培方法も変わります。
もう少し若ければ、いくらでも新たに取組んでみたいことは数多くあります。ただ子供が後を継いで行ってくれることが叶えばですが、まだまだこれから体が動く限り頑張ります。

◇ 終わりにあたり

今回の取材を通して、どのような野菜を栽培するにしても、まず『土づくり』が一番大切であることが分かりました。作りやすい野菜を選択するのではなく、自分で食べて美味しいと感じるものを探し出して栽培する。それが消費者の方々に好まれ信用ができて経営も充実するし、栽培にも力が入ることが伝わり、素人では真似ができないことも感じました。

農地転用のお知らせ

◇許可を受けずに
転用したり、
許可通りに
転用しなかったら…!

農地を転用したり、転用のために農地を売買するときは、原則として農地転用の許可を受けなければなりません。また、許可後に於いて転用目的を変更する場合には、事業計画変更の手続きを行う必要があります。(農地法第51条) また、罰則の適用もあります。(農地法第64条第67条)

※①違反転用
※②違反転用における原状回復命令違反

前記のいずれも
3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

◎農地転用の申請には農地法第4条・5条の手続きがあります。

◆農地法第4条申請
自分の農地を転用する場合には、農地の所有者が申請人となります。また許可権者は県知事となります。

◆農地法第5条申請
事業者が農地を買って(又は借りて)転用する場合は、4条と同じく許可権者は県知事となります。

農業者年金のお知らせ

◇担い手積立年金

40歳を超えて、政策支援(一部公費助成制度)を受けられない方へ、加入期間が短くても老後の備えは間に合います。

保険料の全額社会保険料の控除の税制優遇措置もあります。

○あなたの老後生活への備えは充分ですか？

○年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！

○老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

☆農業者年金の加入は

①国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)

②年間60日以上農業に従事

③60歳未満

の方ならごなたでも加入できます。

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位) 加入者が自由を選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来年金として支給されます。

◇農地に関するご相談は
お気軽に農業委員会までご連絡ください。

☎ 07900-82-0667

佐用町農業委員会

(参考) 告示件数		
計(件)	賃借料なし(件)	賃借料あり(件)
177	155	22
256	211	45
114	74	40
163	108	55
710	548	162

佐用町賃借料情報

平成24年1月から12月までに締結(告示)された農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

締結(告示)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ件数
佐用地域	7,600	11,700	4,000	21
上月地域	5,800	10,000	3,000	42
南光地域	5,000	7,800	4,000	38
三日月地域	6,900	10,000	2,900	52
(参考)佐用町平均	6,100	-	-	-

*1. データ数は、集計に用いた筆数です。

*2. 標準的な水準を算出するため、区分ごとに全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。

*3. 金額は算出結果を四捨五入し、1000円単位としています。

*4. [(参考)佐用町平均]の平均額は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。

許可申請締切日

◆農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。
3月の委員会分については、
2月28日(木)が締切日です。

編集後記

過日、今回取材をさせていただいた私が尊敬する福本進さんと雑談した中で感じたことですが、佐用町内で熱心なハウス部会の人達や、他の農産物部会の生産者の方々がみんな思われていることは、販売の拡大に町行政の指導援助を求める声です。

前、宮崎県知事ほどでなくとも、地元の特産物の販売競争に競り勝つ方法は幾多の方法があるはずですが、

農業委員として一人ひとり非力ですが、農業者のために少しでも町に合理的な農業発展のために、血税をつぎ込んでもらいたく熱望します。

編集委員 長田 政俊

編集委員会

委員長 森文和
副委員長 衣本美
委員 江利二
委員 長政俊
委員 保田實
委員 阿曾康
委員 直木敏之
委員 舟引進八

◆農業委員会総会は、
原則として、毎月20日です。